

郵政民営化委員会（第34回）議事要旨

日時：平成19年12月20日（木） 15：35～19：07

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名出席）

- 議題1として、金融庁及び総務省から、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の運用対象の自由化に関し、12月19日に行った認可について報告があった。
これに対し、委員からは、
 - ・クレジットデリバティブ等、一部の業務について認可しなかった理由は何か。
（←「業務開始をかなり先に見込んでおり、現時点では業務運営体制の整備計画がなかったことによる」との回答あり。）等の発言があった。

- 議題2として、前回に引き続き、郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」の認可申請に関し、総務大臣が郵政民営化委員会に意見を求めていることを受け、調査審議を行った。
まず、12月10日を締切としてホームページにおいて実施した意見募集により寄せられた意見について、事務局から紹介があった。

- 次に、本件認可申請の審査状況について、総務省から説明を受けた。
これに対し、委員からは、
 - ・本件新規業務において、広告主の選定をどのように行うのか。
（←「新会社で適切に検討されるものと認識」と回答。）
 - ・新規業務に係る収支見込についての事後的なモニタリングはどのように行うのか。
（←「毎年度の事業計画の認可の際に、仔細にヒアリングを行う」と回答。）等の発言があった。

- 続いて、本件認可申請について、これまでの委員会における議論を踏まえた論点整理について事務局から説明があった。
これに対し、委員からは、
 - ・基本的な考え方として、既存の同業他社がないような新たな分野に進出することについて、委員会として推進する立場を示してよいのではないか。
 - ・広告主や広告内容については、新会社がその適否について自律的に判断するようにすべき。
 - ・アンケートで集めた情報について、新会社のみで留めるのか、広告主企業に提供されるのか等、個人情報保護の観点からの精査が必要。
（←事務局から「次回までに会社に確認したい」と発言あり。）

等の発言があった。

本件認可申請については、本日の議論も踏まえて、今後、意見の取りまとめを行っていくこととした。

○ 議題3として、11月26日にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が行った新規業務の認可申請に関し、金融庁長官及び総務大臣が郵政民営化委員会に意見を求めていることを受け、調査審議を行った。

まず、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から、認可申請の内容につき説明を受けた。

これに対し、委員からは、

- ・ 変額個人年金保険を扱う窓口と、投資信託を扱う窓口とのすみわけはどうか。
(←「ゆうちょ銀行の直営店における変額個人年金保険と投資信託の取扱いは同じ窓口で行う」との回答あり。)
- ・ クレジットカードにおける収入の内訳をどのように想定しているのか。
(←「銀行系クレジットカードと同様、ショッピング手数料収入と金利収入が半々と想定。」との回答あり。)
- ・ 簡保の契約が減少していることの原因はどのようなものか。
(←「養老保険の割合が多く、現行の金利下で商品の魅力が低下している」との回答あり。)
- ・ ゆうちょ銀行の最近の残高の状況は。
(←「公社時代と同様の傾向で減少している」との回答あり。)

等の発言があった。

○ 次に、本件認可申請に関する関係者からのヒアリングを行った。ヒアリングは、12月18日までを締切としてホームページにおいて行った意見募集に対し、意見を寄せた団体のうち本日の出席を希望した7団体に対して実施した。

まず、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会の3団体から、それぞれ資料3-2-1、資料3-2-2、資料3-2-3に基づき、意見の説明を受けた。これに対し、委員からは、

- ・ 「暗黙の政府保証」の議論については、ゆうちょ・かんぽに対し、通常の銀行・保険と異なる関与をすることはありえないことを強く申し上げておきたい。
- ・ ゆうちょをパートナーとして、新たな分野に取り組んでいこうという前向きな姿勢を取るべきではないか。
- ・ ディスクロ等の態勢整備などの上場準備を進め、完全民営化を早期に実現することが重要。

等の発言があった。

○ 次に、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び農林中央金庫の3団体から、それぞれ資料3-2-4、資料3-2-5、資料3-2-6に基づき、意見の説明を受けた。

これに対し、委員からは、

- ・ 各団体からのヒアリングについては、議事録が公開されるなど透明性のある環境で審議を行うこと自体に大きな意義があると考え。
- ・ 自ずと肥大化したバランスシートの規模は改善されてくると考えるが、さらに具体的なシナリオや適正水準の明示が必要と主張するのか。

(←「適正規模は公正競争条件の一つであり、民営化委員会として具体的にゆうちょ銀行に指示して欲しい」との回答あり。)

- ・政府出資が残るうちは全く新規業務を認めないということでは、現実的に上場が無理であって、民営化を進めることができない。

等の発言があった。

○ 続いて、生命保険協会から、資料3-2-7に基づき、意見の説明を受けた。

これに対し、委員からは、

- ・民間生命保険における入院特約の場合は、日帰り入院から給付対象となっているものが多いのか。

(←「その通り」との回答あり。)

- ・商品改善と経営効率化との関係はどのように考えているのか。

(←「経営の効率化と新商品についての態勢整備は、双方を並行して進める必要がある」との回答あり。)

等の発言があった。

○ 最後に、意見募集において、本日の出席団体以外からの意見について、事務局から紹介があった。

本件認可申請については、本日の議論も踏まえて、今後、意見の取りまとめを行っていくこととした。

○ 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。